

氷見市スマート農業推進事業費補助金交付要綱

第1条 この要綱は、農作業の省力化及び軽労化を図るため、農薬散布用ドローン（以下「ドローン」という。）を活用したスマート農業の推進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定農業者
- (2) 人・農地プランの中心経営体
- (3) 集落営農組織
- (4) 多面的機能支払制度又は中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の農業生産活動を実施している組織

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象者又は補助対象者に属する者がドローンの技術及び安全な飛行に関する知識を習得するために受講する講習（以下「補助事業」という。）に要する経費（交通費、飲食費、宿泊費を除く。）とする。

（補助金の額）

第4条 別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、氷見市スマート農業推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画に関する参考資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付基準）

第6条 補助金の交付決定に係る基準は、ドローンにより農作業の省力化及び軽労化が推進され、農業経営が改善されることが期待できるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付決定に当たっては、氷見市農業協同組合、富山県高岡農林振興センターと協議し、決定し、速やかにその結果を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付に対する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次条に規定するけいみよう軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第9条 前条1号ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画書にある講習名、講習機関、講習日、講習場所、受講者名を変更すること。
- (2) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、氷見市スマート農業推進事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 認定資格を証する書類
- (4) 補助事業に係る領収書等の支払証拠書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、補助事業者が各号のいずれかに該当するときは、第7条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) ドローンによる農業経営を交付決定のあった日から起算して原則5年を経過する前に中止した場合。
 - (2) 市が実施する報告の聴取又は立入調査に協力しない場合。
 - (3) 市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取り組みを行わない場合。
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助金の額	限度額
補助対象経費の2分の1以内の額 (千円未満切り捨て)	1人10万円を限度とし、1経営体3人までとする。